

平成 25 年度及び平成 24 年度以前の産業看護講座 I・II 受講者の皆様へ

= 重要なお知らせ =

神奈川産業保健推進センター

此の度、当センターの運営主体である(独)労働者健康福祉機構・本部を通じて、(公)日本産業衛生学会・産業看護部会からの平成 26 年度以降の産業看護職・継続教育制度の見直しに関する通知がありました。

平成 25 年 6 月 7 日

独立行政法人
労働者健康福祉機構様

公益法人日本産業衛生学会
産業看護部会部
部会長 五十嵐



日本産業衛生学会産業看護職継続教育制度について (お願い)

日本産業衛生学会産業看護職継続教育については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 7 年からスタートいたしました日本産業衛生学会産業看護部会による産業看護職継続教育システムですが、社会情勢にともなう健康課題の変化や保健師・看護師教育の姿革などから、現教育システムでは産業保健分野の保健師・看護師の質の保証が困難なことから、平成 23 年度より見直しを行ってまいりました。当学会理事会での承認を得て、平成 26 年度は新システムへの移行期間、平成 27 年度より新教育システムスタートの運びとなりました。

よって、労働者健康福祉機構様で運営されている当システムに関する教育については、平成 26 年度は下記の要領で中止していただきたくお願い申し上げます。

なお、新教育システム導入後の連携に関しては、必要に応じ、ご相談させていただきたくお願い申し上げます。

これまでの当部会の産業看護職継続教育へのご理解ご協力に対し、あらためてお礼申し上げますとともに、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【日本産業衛生学会産業看護部会産業看護職継続教育制度の運用】

1. 現行の産業看護基礎コースについて
 - 1) 平成 26 年度以降開催を中止
*平成 26 年度以降開催しても、単位認定はしない
 - 2) 平成 25 年度までの産業看護基礎コースを受講し、レポートが不合格の者については、原則 3 年間の猶予で受理する
2. 短縮 N コースについて
 - 1) 平成 26 年度以降開催を中止
 - 2) 平成 25 年度の短縮 N コースを受講した者については、平成 26 年度、産業看護部会本部で開催する産業看護基礎コースを優先的に受講することができる

<問い合わせ先>

東京工科大学医療保健学部
産業保健実践研究センター
五十嵐千代

産業保健推進センターにおいて短縮 N コースを受講した皆様へ

日本産業衛生学会産業看護部会産業看護職継続教育システムにおいて、平成 27 年度新システムスタートに伴い、平成 26 年度以降の産業看護基礎コース開催を中止することとなりました。

平成 25 年度の短縮 N コースを修了した方については、平成 26 年度部会本部で開催する産業看護基礎コースを優先的に受講することができます。ただし、産業看護基礎コースの受講資格には、短縮 N コースの課題レポート 4 題の合格が必要となります。

課題レポートが未提出の方は、平成 26 年 3 月 10 日もしくは短縮 N コース終了後 1 カ月以内に課題レポートを提出してください。一旦レポートを提出された後、現在まで合格に至っておられない方は、最終提出期限が平成 29 年 3 月 10 日となります。その後、新システムへの移行措置が検討される予定です。

今後の産業看護職継続教育システムの内容については、2013 年 10 月以降の日本産業衛生学会産業看護部会のホームページにてご確認ください。

平成 27 年度以降、産業看護職に対する新たな教育システムを構築するために
現行の短縮Nコース(当センターの産業看護講座Ⅰが該当)、産業看護講座・基礎コ
ース(当センターの産業看護講座Ⅱが該当)については、平成 26 年度以降、開催を中
止。産業看護講座・基礎コース(産業看護講座Ⅱ)を平成 26 年度以降、開催しても単
位認定しない。

というのが、通知の主たる内容です。

この通知に伴い、本年度及び過去の産看Ⅰ・Ⅱの受講に関する取扱いについて、特段の注
意が伝達されていますので、お伝えします。

1. 産看Ⅰ(=短縮Nコース)修了後の取扱いについて

修了後は、レポート4件の提出と合格という条件付きで、産衛学会 産業看護部会・本部
が行う平成 26 年度の基礎コースを優先的に受講できます。

(但し、修了年度にかかわらず、修了後の当初のレポート提出期限は、平成 26 年 3 月 10 日
まで。合格に至らなかった課題の最終レポート提出期限は、平成 29 年 3 月 10 日まで)

レポートの提出ほか、産衛学会・産業看護部会への申請等の手続きは、開講の際にお配り
したオリエンテーション資料のとおりです。

なお、産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースは通常、年2回に分けて開催されてお
り、平成 25 年度は

1 回目(前期)：	平成 25 年 7 月 4 日(木)～6 日(土)
2 回目(後期)：	平成 26 年 2 月 20 日(木)～22 日(土)

というスケジュールになっています。

詳細は産衛学会 産業看護部会HP<http://www.sangyo-kango.org/> および事務局(ヒ
ューマン・リサーチ)HP<http://www.human-research.jp/index.html>をご覧ください。

平成 26 年度の産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースでは、平成 25 年度中に受講を
希望しながら定員(通常 100 名)オーバーのために受講できなかった方、平成 25 年度以前の
短縮Nコース(当センター・産看Ⅰ)修了者が優先される予定です。

なお、希望者が殺到した場合、産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースが平成 27 年度
も開催されるか・否かは未定です。

2. 産看Ⅰ(短縮Nコース)修了後の「受け皿」となる教育システムについて

当センターでは、産業看護職の方々の能力向上に向けた研修の機会を確保し、支援して
いくという態勢を継続することとして

現在の産看Ⅰ講座に相当する研修：産業看護・基礎講座

〃 Ⅱ 〃 : 産業看護・実務講座

(いずれも、現在と同様、月1回程度の講義日を通年で設定する形式を維持)
を平成 26 年度も開講する

ことを決定済みですが、従来の産業看護講座Ⅱのカリキュラムの継承を予定している「産業
看護・実務講座」が、産衛学会 産業看護部会・本部による平成 26 年度中の「基礎コース」と同
等の取扱いを受けることについては、残念ながら了承が得られませんでした。

前記 1. のとおり、平成 26 年度の産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースでは、平成
25 年度以前の短縮Nコース(当センター・産看Ⅰ)修了者、平成 25 年度中に産衛学会 産業

看護部会・本部の基礎コース受講を希望しながら定員オーバーのために受講できなかった方が優先される予定です。

なお、希望者が殺到した場合、産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースが平成 27 年度も開催されるか・否かは未定です。

当センターの産業看護講座Ⅱを継続的に受講したいとの希望を有されていた方については、本年度の産看Ⅰの修了後、レポート4題の提出ほか、産衛学会 産業看護部会・本部に対する所定の手続きをとり、産衛学会 産業看護部会・本部による平成 26 年度中の「基礎コース」を申込みを行ってくださるよう、お願い致します。

なお、レポート4題の作成・提出については、産看Ⅰ・Ⅱ講座・担当者：富山相談員・谷田相談員 が支援しますので、各自、早期に取り組みに着手し、早めに当センターへお申し出くださるよう、お願い致します。

3. 産看Ⅰ(=短縮Nコース)の「補講」について

当センターが平成 26 年度中に行う予定の「産業看護・基礎講座」は、平成 25 年度の産看Ⅰ講座と同様、産衛学会の「短縮Nコース」カリキュラムに即したものとすることから、産衛学会・産業看護部会 本部から、補講を行う場合の“受け皿”としての認定を受けることができました。したがって、本年度を含め、過去に当センターの産看Ⅰを受講された方で、一部の講義を受講できなかった方は、当センターが平成 26 年度中に行う「産業看護・基礎講座」(カリキュラムは平成 25 年度の産看Ⅰ講座と同様)で補講を受けることができます。

この場合、“修了”は必要な補講を受け終わった時点になり、当初のレポート提出期限は平成 26 年 3 月 10 日ではなく、“修了”時点からの一定期間ということになりますが、当初のレポート提出期限については、別途、産衛学会 産業看護部会・本部が定めるところによることとなりますので、ご注意ください。

補講・希望者については、産衛学会 産業看護部会・本部に報告・登録する必要がありますので、補講を希望される方は、平成 26 年 2 月 28 日(金)までに、当センターへお申し出ください。

4. 産看Ⅱ(=産衛学会・基礎コース)修了の取扱いについて

産看Ⅱの修了後は、既にお配り済みの開講オリエンテーション資料のとおり、調査研究論文の提出ほか、所定の手続きを経て、「産業看護師」の登録と産業看護職継続教育手帳の交付を受けることができます。

(但し、修了年度にかかわらず、修了後の当初の研究論文提出期限は、平成 26 年 3 月 10 日まで。合格に至らなかった場合の研究論文・最終提出期限は、平成 29 年 3 月 10 日まで)

なお、研究論文の作成・提出については、産看Ⅰ・Ⅱ講座・担当者：富山相談員・谷田相談員 が支援しますので、各自、早期に取り組みに着手し、早めに当センターへお申し出くださるよう、お願い致します。

5. 産看Ⅱ(=産衛学会・基礎コース)の「補講」について

当センターが平成 26 年度中に行う予定の「産業看護・実務講座」は、平成 25 年度の産看Ⅱ講座と同様、産衛学会の「基礎コース」カリキュラムに即したものとしますが、「産業看護・

基礎講座」と異なり、補講を行う場合の“受け皿”としての認定を産衛学会・産業看護部会 本部から受けることができませんでした。

したがって、本年度を含め、過去に当センターの産看Ⅱを受講された方で、一部の講義を受講できなかった方への補講は、平成 26 年度中に産衛学会・産業看護部会 本部が行う“基礎コース”の中でしか行えません。

前記 1.と同様、産衛学会 産業看護部会・本部の基礎コースは通常、年 2 回に分けて開催されており、平成 25 年度は

1 回目(前期)：平成 25 年 7 月 4 日(木)～6 日(土)
2 回目(後期)：平成 26 年 2 月 20 日(木)～22 日(土)

というスケジュールになっています。

(詳細は産衛学会 産業看護部会HP <http://www.sangyo-kango.org/> を参照)

前記 2.産看Ⅰ(=短縮Nコース)の「補講」と同様、“修了”は必要な補講を受け終わった時点になり、当初のレポート提出期限は平成 26 年 3 月 10 日ではなく、“修了”時点からの一定期間ということになります。当初のレポート提出期限については、別途、産衛学会 産業看護部会・本部が定めるところによることとなりますので、ご注意ください。

やはり、補講・希望者については、産衛学会 産業看護部会・本部に報告・登録する必要がありますので、補講を希望される方は、平成 26 年 2 月 28 日(金)までに、当センターへお申し出ください。

以上のほか、産業看護講座Ⅰ・Ⅱの修了後の取扱い、「補講」については

神奈川産業保健推進センター

電話 045(410)1160 F A X 045(410)1161

HP：<https://www.sanpo-kanagawa.jp/mail/> (ご相談・お問合せコーナー)

にお問い合わせください。

以 上